

指定居宅介護支援重要事項説明書

1 やすらぎ居宅介護支援事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	やすらぎ居宅介護支援事業所
所在地	青森県三沢市大字三沢字淋代平 116 番 3097
電話番号	0176-59-3619
FAX 番号	0176-59-3641
事業所番号	0270700289
サービスを提供できる地域 ※	三沢市・おいらせ町の一部区域（旧下田町）・東北町の一部区域（旧上北町）・六戸町

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者 及び 介護支援 専門員	(管理者) 主任介護支援専門員 (介護支援専門員) 介護福祉士	2名		2名	業務の管理 自宅訪問・居宅サービスの計画・作成及び医療(主治医、歯科医、薬剤師、看護師等)、指定居宅サービス事業所との連携・連絡調整・サービス担当者会議の開催・課題分析・モニタリング・介護保険施設等の紹介・地域との関わり・障害福祉制度の相談支援員との連携・給付管理等
勤務時間	午前8時30分～午後5時30分				

(3) サービスの提供時間帯

平日	午前8時30分～午後5時
休業日	土・日・祝日 (12月31日～1月3日)

※ 緊急連絡先 0176-59-3619 (24時間対応)

* サービス提供時間帯以外は携帯電話への転送対応となります

2 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ① 指定居宅介護支援の提供に当たっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ③ 事業所の運営に当たっては、市町村、医療機関(歯科医、薬剤師含む)、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等、障害福祉制度の相談員支援員等との保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

※医療との連携

訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握したご利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

- ④ 当事業所は標準担当件数、45 件未満(40 件)としております。

(2) 居宅介護支援の実施概要

当事業所が行う居宅介護支援の事業は、ご利用者が可能な限りその居宅において、ご利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

① 要介護申請の申請代行

各市町村に対し、要介護認定申請の手続きを代行します。

② 居宅サービス計画の立案

ご利用者の希望に沿って、その方の状態にあった適切な在宅及び施設サービスが利用できるよう計画を作成します。なお、サービス担当者会議は、利用者自宅又は入院の医療機関等で行います。

③ 情報提供

ご利用者に適切な情報を提供します。

④ 連携、連絡調整

市町村、医療、サービス事業所、介護保険施設との連携、連絡調整を行います。

⑤ 相談

ご利用者からの相談は、自宅への訪問、電話、当事業所へ来所していただく等で行います。

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員	変更を希望される方はお申し出ください。
調査(課題把握)の方法	MDS-HC方式による
介護支援専門員への研修の実施	年 2 回 研修を実施しています。他、適宜受講。

(4) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

介護支援専門員は居宅サービス計画書の作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	・救急車への同乗 ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・家事の代行業務 ・直接の身体介護 ・金銭管理
-----------------	---

3 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。但し、ご利用者の方の介護保険料の滞納などにより、介護保険からの給付が受けられない場合は、下記に定めるサービス利用料金をお支払い頂き、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供発行書を保険者の窓口へ提出すると、全額が払い戻されます。

要介護 1・2	10,860円	※居宅介護支援(Ⅰ) 介護支援専門員一人あたりの利用者 45 件未満
要介護 3・4・5	14,110円	

(2) 加算

- ・初回加算 200 単位/月 (算定要件)新規に居宅サービス計画書を作成する場合、要介護状態区分が 2 区分変更された場合
- ・入院時情報連携加算(Ⅰ) 250 単位/月 (算定要件) 利用者が病院または診療所に入院したその日のうちに当該病院または診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供。入院日以前の情報も含む。
- ・入院時情報連携加算(Ⅱ) 200 単位/月(算定理由) 入院した日の翌日または翌々日の場合。
- ・退院・退所加算

(3) 減算

- ・特定事業所集中減算 料金:所定単位数の 50%で算定
(減算要件) 正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
- ・運営基準減算 料金:一月につき 200 単位を減算
(減算要件)運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

(4) その他 交通費

前記 1 の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費を実費でご負担していただくことになります。

自動車を使用した場合は、事業所から片道 11 キロメートルまで無料

事業所から片道 11 キロメートル以上

1 キロメートル増すごとに 250 円に 50 円を追加

解約料

解約料は一切かかりません。

料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきましたら、領収書を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込、銀行口座自動引落、現金集金の3通りの中から選べます。

4 サービスのご利用方法

(1) サービスの利用・契約の開始

まず、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、契約を締結した後、サービスの提供を開始させていただきます。

(2) 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。

但し、ご利用者から文書でのお申し出がない場合には、この期間は自動的に更新されます。

(3) サービス・契約の終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1、要支援2と認定された場合
- ・ご利用者が亡くなられた場合

④ その他

事業所は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合、居宅サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市町村に状況報告をいたします。

- ① 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- ② 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合
- ③ 以下のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける、刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発する、対象範囲外のサービスを強要する

■その他

・セクシャルハラスメント、ストーカー行為 など

5 事故発生時の対応

(1) 居宅支援の提供により事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族などに連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して措置について記録するとともに、その原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じます。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

(2) 事業所は居宅支援の提供により損害賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。当事業所は、東京海上日動火災株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

6 個人情報の保護

(1) 情報の保護および利用の制限

事業所は、業務上知り得たご利用者およびご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。

ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報取扱同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、あらかじめご理解ください。

(2) 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア、法令に基づく場合。

イ、人の人命、身体または財産の保護のために必要であった、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ、国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者のご契約が終了した後も守られます。

7 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施しています。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10 入院時の情報提供

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるように、ご利用者が入院した場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお知らせいただきます様、お願いいたします(お渡しした名刺等をご提示ください)。

11 サービス事業所の選択

居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、介護支援専門員に対して、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができます。

12 公正中立なケアマネジメントの確保(サービス割合)

※別紙をご参照ください。

13 虐待の防止のための措置

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置 管理者
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発。普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人に対してまたは他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用

者に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のご利用者相談・苦情窓口

担当者 高田 ひとみ ・ 江澤 千鶴子

電話 0176-59-3619

受付日 月～金（ただし、国民の祝日及び1月1日～1月3日を除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

- ① 各市町村介護保険課 （三沢市介護福祉課 0176-51-8773）
- ② 青森県国民健康保険団体連合 （苦情処理委員会 017-723-1336）
- ③ 青森県運営適正化委員会 （福祉サービス相談センター 017-731-3938）

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

〈事業所〉

所在地 青森県三沢市大字三沢字淋代平 116 番 3097

名称 やすらぎ居宅介護支援事業所

説明者氏名

印

私は、本紙面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉 住所

氏名

印

〈代理人〉 住所

氏名

印

(利用者との関係)